

要求水準書 新旧対照表（令和7年3月31日修正）

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	i)	項目等	旧	新
1	22	第2	2	(5)	ア	(ア)				上水道	管理者への確認、調整を行うこと。引き込み方法等については、 <u>事業者の提案による。</u>	管理者への確認、調整を行うこと。引き込み方法等については、「資料4 事業予定地設備インフラ現況図」に示すとおり、本市側で行う造成工事の際に整備を行う。引き込みについては事業者の提案により口径を変更することを妨げるものではないが、当該変更に伴う水道給水工事の分担金は事業者の負担とする。